

弘前市浄化槽整備事業費補助金交付について

弘前市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、川や海などの生活環境を守るため、浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において、当該浄化槽を設置する方に対し補助金を交付します。

○交付対象者

次の区域以外に浄化槽を設置する方、または、浄化槽が新たに設置されることとなる住宅（一軒家の専用住宅、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅及び別荘をいう。以下同じ。）を購入する方。

- ・下水道の処理区域
- ・下水道の予定処理区域
- ・農業集落排水処理施設の処理区域
- ・農業集落排水処理施設の現在事業実施中の区域

ただし、次の方は対象になりません。

- ・浄化槽設置等の届出審査または建築確認を受けずに設置する方
- ・住宅を借りていて、賃貸人の承諾を得られない方
- ・市税を滞納している方
- ・小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録がされた合併処理浄化槽以外の浄化槽を設置する方
- ・販売目的で合併処理浄化槽付き住宅を建築する方
※販売目的の建築者には補助金は交付されませんが、その住宅を購入する方には補助金が交付されますので、建築者は「補助対象浄化槽確認申請書」の提出や工事中の写真を撮影しておく必要があります。（建築者による申請が必要です。）
- ・現在、既に合併処理浄化槽を設置している方
- ・その他、国庫補助指針に適合しない浄化槽を設置する方

○対象となる浄化槽

処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽で、BOD除去率が90%以上、放流水のBOD20mg/1（日間平均値）以下の機能を持ち、国の補助方針に適合するものに限ります。

○補助金の額

補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する実際の支出額、または、次の表の人槽区分（併用住宅及び別荘については、居住の用に供する分のみが対象。）に応じて定められた限度額のいずれか少ない方の額になります。

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
限度額	390,000円	474,000円	660,000円

○条件

交付するときに、次のような条件が付されます。

- ・申請内容の変更をするときは、あらかじめ市長（環境課）に届け出て、その承認を受けること。
- ・補助事業を中止し、または、廃止する場合にはその理由を記載した書類を市長（環境課）に提出し、その承認を受けること。
- ・補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または、遂行が困難になった場合は、速やかに市長（環境課）に報告し、その指示を受けること。

- ・指定された期間の間、補助事業により設置した合併処理浄化槽を譲渡するときなどは、あらかじめ市長（環境課）の承認を受けなければなりません。
- ・補助事業の状況、経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを指定された期間の間保管しておいてください。

○工事をするとき

工事完了時に実績報告書を提出していただきますので、その際に添付する工事写真、施行状況のチェックリストを作成していただきます。

○補助金の請求

実績報告書が提出された後、補助金確定通知書が発行されます。その後、補助金交付申請書により、請求を行ってください。

○使い始めたら

法律の定めるところにより、水質検査を行ってください。水質検査を行った場合、設置後3年間は検査結果の写しを市環境課に提出してください。

また、合併処理浄化槽の機能を維持するために、定期的な点検・清掃を行ってください。

※検査結果の提出がない場合、補助金の返還を求めることがあります。

○手続き

手続きの流れは次の図の通りです。

